

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 内部質保証会議規程

(目 的)

第1条 この規程は、札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）の建学の精神に則り、本学自らの責任で自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果をもとにした自己改善を恒常的・継続的に行うことにより、三つの方針を起点とする教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた大学運営全般の質を保証することを目的とする。

(設 置)

第2条 自己点検・評価及び外部評価の結果を検証する組織として、学長を議長とする内部質保証会議を置く。

(組 織)

第3条 内部質保証会議は次の各号に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 短期大学部長
- (5) 学科長
- (6) 法人本部長
- (7) 事務局長
- (8) IR推進課長

2 議長は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め、報告又は意見を求めることができる。

(任 務)

第4条 内部質保証会議の任務は、次のとおりとする。

- (1) 内部質保証に関する施策、自己点検・評価の実施に関する基本方針、点検・評価項目及び評価活動の実施に関する事項
- (2) 教学マネジメントに係る目標及び計画の策定に関する事項
- (3) 自己点検・評価の検証と評価結果を踏まえた次年度の行動計画及び改善方策等に関する事項
- (4) 第三者評価の実施に関する事項
- (5) 認証評価の受審に関する事項
- (6) 情報の公開に関する事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、内部質保証会議が必要と認めた事項

(運 営)

第5条 内部質保証会議は学長が招集し、その議長となる。学長に事故のあるとき、又は学長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名した者が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

2 内部質保証会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(下部組織)

第6条 第4条に掲げる任務を実施するに当たり必要な事項を検討するため、内部質保証会議の下に

自己点検・評価委員会を置く。

2 自己点検・評価活動の方法及び自己点検・評価委員会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、IR推進課の所管とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学協議会及び教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、2021年1月20日から施行する。

附 則（2022年4月27日合同教授会）

この規程の一部改正は、2022年4月1日から施行する。

附 則（2023年7月19日合同教授会）

この規程の一部改正は、2023年9月1日から施行する。